

令和2年（2020年）7月豪雨 （第1回）非常災害対策本部会議

議 事 次 第

日時：令和2年7月5日（日）17:30～

場所：官邸4階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 気象の概要 【気象庁長官】
3. 被害状況等報告 【内閣危機管理監】
4. 実施方針について 【防災大臣・国家公安委員長】
5. 各省庁の対応状況 【各省大臣等】
6. 内閣総理大臣発言 【内閣総理大臣】
7. 閉会 【内閣官房長官】

災害応急対策等に関する実施方針（案）

令和 2 年 7 月 5 日
令和 2 年（2020 年）7 月 豪雨
非常災害対策本部

以下の方針に基づき、地方自治体及び関係機関・団体と緊密に連携し、災害応急活動に総力を挙げて取り組むとともに、国民生活及び経済活動の早期回復に全力を尽くす。

- 1 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- 3 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- 4 コロナ禍であり、また、暑さ対策が必須であることを踏まえ、プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- 5 電気、通信、水道等のライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力であたる。
- 6 関係省庁が連携して、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保するとともに被災者支援の体制を整備する。
- 7 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める。